

香川県広域水道企業団職員被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月22日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第4号

香川県広域水道企業団職員被服貸与規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員被服貸与規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前								
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）								
区分	貸与対象者	貸与品目	貸与数量	貸与期間	備考	区分	貸与対象者	貸与品目	貸与数量	貸与期間	備考			
1 略						1 略								
2	水道技術管理者である事務局次長 計画課、浄水課、 工務課及び水質管理課に勤務する職員 ブロック統括センター及び広域送水管理センター（浄水場を含む。）に勤務する職員（3を除く。）	作業服又は夏長袖ジャンパー	略			2	水道技術管理者である事務局次長 計画課、浄水課、 工務課及び水質管理課に勤務する職員 ブロック統括センター及び広域送水管理センター（浄水場を含む。）に勤務する職員（3を除く。）	作業服又は夏長袖ジャンパー	略					
		ファン付き作業服	1	2年	<u>屋外で従事する業務を有する職員に限る。</u>									
		作業帽	略											
		防寒衣	1	3年	<u>屋外で従事する業務を有する職員に限る。</u>					1	3年			
		雨衣	1	3年	<u>1 屋外で従事する業務を有する職員に限る。</u> <u>2 浄水場に勤務する職員にあつ</u>					1	3年		<u>浄水場に勤務する職員にあっては、貸与期間を2年とする。</u>	

					ては、貸与期間 を2年とする。				
		略							
3	ブロック統括センター及び広域送水管理センター（浄水場を含む。）に勤務する職員（主として総務事務に従事する職員）	略							
	防寒衣	1	3年	<u>屋外で従事する業務を有する職員に限る。</u>					
	略								
		略							
3	ブロック統括センター及び広域送水管理センター（浄水場を含む。）に勤務する職員（主として総務事務に従事する職員）	略							
	防寒衣	1	3年						
	略								

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。